

# 重税に苦しむ農民たちを 身を呈して救った 第二、第三の惣五郎

村民のために働き  
一族が法華塚で処刑される

350年前、封建時代の重税に対して御法度の直訴をして一家処刑の身となり、全国の義民の象徴として尊敬を受けている木内惣五郎については、つとに有名である。

ところが、成田において起きた事件で第一、第二の惣五郎ともいっべき義民がいたことは意外に知られていない。一つは、万治元年（一六五九）に起こった治右衛門事件である。その詳細については、昭和7年度編纂「遠山読本稿卷六」に、『法華塚治右衛門塚の由来』という一文が載っている。

「治右衛門」は現遠山村旧幕時代西吉倉村の名主にて野馬の民地被害の訴えにより村民の為、身を犠牲として一族を刑死せしめたる義農なりとす」とい



吉倉にある治右衛門塚

治右衛門（吉倉）と九兵衛（赤荻）

江戸時代、重税に苦しむ農民たちを救おうと、身を犠牲にして立ち上がった人を「義民」と呼び、後世に語り継がれている。木内惣五郎の話はよく知られているが、そのほかにも義民がいたことをここに紹介しておきたい。治右衛門と九兵衛である。

うくたりから始まる。

読本をわかりやすく解説すると、吉倉村（元東西両村に分かれていた）に卯酉新田と称して、幕府役人の小宮山李之進が開墾させた土地があった。ところがこの耕地に野馬の入り込むことがしばしばで作物に甚だしき損害を与えていた。両村民はこのことを憂えて野馬方奉行に訴えたが、公儀においてはこのことが一切取り上げられなかった。そのため西村の名主治右衛門、東村の名主六兵衛は村民を代表して、共々この訴えの実現に尽力してきた。

ところが東村の名主六兵衛は、途中から自分の利益に走り野馬掛の牧士と結託して農民を裏切り両村民の苦しみを全く顧みないようになってしまう。たまたま、公儀よりその被害状況を調査見聞するという沙汰があった。六兵衛はこの機会に公儀に恩を売り込むと公儀役人と示し合せ、その前後ひそかに一族を集めて耕地に接する牧場の土堤を壊して野馬を耕地に入り込ませ、村民の耕地は野馬の入地なる様に見せかける工作をしてしまった。果たして翌日の検分は、野馬の入り込み状



百姓一揆については成田市史(中世・近世編)にまとめられている

況より見て、この場所は野馬の入地なりと決定され、東西吉倉両村民の申し出は一切成り立たないという苦境に追い込まれてしまった。西村名主治右衛門は、その不当を強く訴えたが、逆に公儀に迷惑をかける不届き者として入牢に処せられる身となってしまう。

しかし、治右衛門は、牢屋で日夜お経を唱えて、役人たちが禁止を命じても聞きいれず、『我今罪なく牢獄につながる身の死するをいとわざるも村民の難儀を救わざればやまず』となお一層大声で誦経を続けた。役人どもは大いに怒って、遂に一族を某年3月15日（旧暦）法華塚において処刑したのである。村民はこの出来事を伝承し、その徳を慕いひそかに墓標を建て「治右衛門塚」と称していた。その後、明治31年3月15日、村民はこの墳墓を整備し石碑を建てて治右衛門一族の霊を慰めたのである。

大野政治著『名主治右衛門』（房総展覧）  
望（甲田健之助口述）『名主治右衛門冤罪の事』にその伝承が記されている。

## 一揆の頭取となった 九兵衛は永牢の身となる

3人目の惣五郎ともいっべき人物は、赤萩（現成田市赤萩）の九兵衛である。小倉博著『成田 寺と町まぢの歴史』（聚海書林）から要約すると次のような次第である。

江戸時代は、災害が多く、特に天明3年（一七八三）の利根川の洪水は各地に大きな被害をもたらした。佐倉藩内の印旛・埴生・千葉、3郡の被害もひどく、大凶作と重なり世情は不安



天明3年の百姓一揆を記した「年寄部屋日記」

と動揺で、3郡124カ村に及ぶ農民一揆にまで発展した。その首謀者の一人が、埴生郡赤萩村の九兵衛であった。はじめに一揆を起こしたのは、西郷筋（現佐倉市白井より西方）と印西筋（現印西市、印旛村、本埜村）の村々であった。

農民たちは佐倉城の田町門近くへ押しかけた。その数は約千人に達した。農民の要求は「年貢米の未納分を納めようにも大凶作で米がない。米の代わりに米50俵分を金10両に換算して金で納めたい。それも10年間分納にしてほしい」ということであった。凶作により来年の種もみも不足し、かつ米価が高騰して金納の方が安いためである。

当時は、13俵から14俵で10両替えが相場であり、年貢未納分が百俵とすれば、金納の場合75両前後を納めなければならない。だが、50俵10両替えの要求が通れば、20両ですむ計算である。しかし、佐倉藩としても、財政難から要求を受け入れることは不可能であった。農民と徹夜の交渉の結果、双方が歩み寄り27俵10両替えて年貢未納分を金納することに落着し、農民たちは帰郷した。

しかし、今度は成田筋の村々に一揆が起った。成田筋とは、現在の成田市と富里町の一部を加えた地域である。彼らは赤



吉祥院跡と思われる赤萩保育園

萩村九兵衛を頭取とし、同村の吉祥院（現在は廃寺）に結集。佐倉城下に入り、追手門へ押し寄せた。人数は約400人。

成田筋の要求は、西郷筋のように未納金を金納でというのではなく、米納するが、来年から15年分納でというものである。

佐倉藩としては、西郷筋・印西筋の村々が27俵10両替えて金納することで妥協したのだから、成田筋もそれに同意するように説得した。しかし、九兵衛はじめ赤萩村権右衛門・寺台村六右衛門ら代表は農民の悲惨な現状はとてもこの案では救えないとこれを拒否。あくまで米納で、かつ15年分納を要求した。

天明4年正月元旦、藩の意向も強硬で、同じ領内であるから成田筋だけ特別扱いできないと決定した。このため成田筋の農民はやむなく27俵10両替え

を受け入れ、それぞれの村に帰った。しかし、佐倉藩がこの一揆を容認するわけがなく、先崎村丈七と赤萩村九兵衛の頭取2人は永牢、寺台村六右衛門・赤萩村権右衛門らは村払い（追放）と、その代表者が嚴重な処罰となった。天明5年、九兵衛への申し渡し状は次のとおりであった。

赤萩村九兵衛へ申し渡す

その方ごと、去る天明3年12月28日寺台村に行き六右衛門と相談し、百姓どもへその方頭取にて不納米年延の件につき直訴の儀を申しすめ、村々へも申しつき、翌29日大勢で出訴いたしたごと、白状におよんだ。百姓直訴の儀は重きご法度であり、右の次第ふとどきにつき死罪を仰せつけべくごころ、格別のご慈悲をもって永牢申しつけるものなり。また、田畑・山林・屋敷は没収。家財は親に渡すが、家族は村払いを申しつける。

こうして農民を救うために、一揆の指導者となった九兵衛は、永牢の身となつて天明6年2月7日に獄死した。

\*

西吉倉の治右衛門、赤萩村の九兵衛も、木内惣五郎に劣らない立派な成田の義民である。わが身を顧みることなく、人のために尽くすという義民の心は、時代をこえて伝えていきたいものである。（文中敬称略）